

個人による寄附税制の国際比較

——カナダ・オーストラリア・ドイツ・フランスにおける制度実態——

1. 調査の背景と目的

1.1 非営利セクター活性化と個人寄附の重要性

わが国における社会課題の複雑化・多様化に伴い、行政のみに依存しない持続可能な民間公益活動の重要性がこれまで以上に高まっている。民間資金、とりわけ個人による寄附金を非営利セクターへ円滑に還流させるためには、インセンティブとしての寄附税制の充実が不可欠である。しかし、わが国の寄附税制は手続きの繁雑さや要件の厳格さがボトルネックとなり、諸外国に比して個人寄附の広がりを阻害しているとの指摘が根強い(内閣府, 2021)。

1.2 先行研究(英米)の概観と本調査の限定理由

個人寄附が活発な主要先進国である英国、米国の2カ国においては、小規模法人であれば極めて簡素な申請・登録手続きのみで迅速に寄附税制の適用が認められる仕組みが確立されている。

例えば、英国では、年間総収入 5,000 ポンド未満の小規模団体(※CIO を除く)¹であればチャリティ委員会への公的な登録義務自体が免除されており²、英歳入関税庁(HMRC: HM Revenue and Customs)への直接の税務申請のみで迅速に寄附税制(Gift Aid³など)の適用が認められる仕組みが採られているほか、維持手続きの面でも、年間総収入 1 万ポンド未満の小規模チャリティは、詳細な年次報告書(Annual Return)の提出が免除され、収支額のみを申告する簡易な更新手続きで足りるなど⁴、徹底した事務負担の軽減措置が講じられている(公益法人協会, 2020)。

米国では年間総収入 5 万ドル以下・総資産 25 万ドル以下の小規模団体向けに、簡易なオンライン申請のみで 501(c)(3)の免税ステータス(寄附税制の適格資格)が取得できる「Form 1023-EZ」が用意されており、維持手続きの面でも「Form 990-N(e-Postcard)」と呼ばれる8項目の電子登録のみで年次申告が完了できるようになっている(Internal Revenue Service, 2024; 公益法人協会, 2023)。

¹ 法人格を伴う CIO はチャリティ委員会への登録が必須だが、小規模団体には現金主義会計の容認、外部検証(独立監査等)の免除、限定情報の入力のみで済む簡易な年次申告といった負担軽減措置が講じられている。標準定款モデルを用いたオンライン申請で法人格取得とチャリティ認定が一元化され、情報は英歳入関税庁(HMRC)とも連動する。登録後の HMRC への税務登録(Gift Aid 等)も、デジタル化により通常数週間で完了する(公益法人協会, 2020)。

² Charities Act 2011, Section 30 Registration of charities (2) The following charities are not required to be registered— (d) any charity whose gross income does not exceed £5,000.

³ 個人が税引後所得から寄附した際、その所得税相当分(実質 25%)をチャリティ団体が国から直接還付請求できる仕組み。寄附者の追加負担なしに団体の受取額を増やす合理的な設計で、高額所得者には個人向けの所得控除インセンティブも併せて提供される。

⁴ Guidance(Prepare a charity annual return): <https://www.gov.uk/guidance/prepare-a-charity-annual-return>

ただし、これら英米 2 カ国の制度思想や運用実態については、これまでの非営利法人制度の議論において比較的多くの先行研究の蓄積がある。そこで本調査ノートでは、これら英米の概要を前提としつつ、これまで国内での詳細な比較分析が比較的限定的であった欧州・オセアニア等の主要 4 カ国(カナダ、オーストラリア、ドイツ、フランス)に焦点を当て、その個人寄附税制の実態を詳細に検証する。

2. わが国における個人寄附税制の現状と構造的課題

2.1 厳格な二段階認定プロセス

わが国において、個人が寄附金控除(所得控除または税額控除)の適用を受けるためには、寄附先の法人が単に非営利組織であるだけでなく、内閣府または都道府県の「公益認定等委員会」による極めて厳格な公益認定審査(21 の認定基準)⁵を経た「公益社団法人」または「公益財団法人」、あるいは然るべき要件を満たした「認定 NPO 法人」「学校法人」等に限定されている。この事前規制型の審査は膨大な書類提出と厳格な資産運用の制限を伴い、小規模な非営利団体にとって大きな参入障壁となっている(内閣府公益認定等委員会, 2025)。

こうした「参入の厳格さ」は、マクロの統計データにも顕著に現れている。現在、我が国の寄附税制適用団体数は約 4 万法人に留まり、人口 1 万人あたりの適用団体数はわずか 3.2 団体に過ぎない。この数値は、簡素な登録・免除制度を敷く英国(30.1 団体)や米国(46.5 団体)と比較して十数倍の開きがあり、日本の事前規制型システムが公益活動の選択肢と個人寄附の受け皿を構造的に狭めている実態を雄弁に物語っている(白石, 2024)。

2.2 税額控除における PST(パブリック・サポート・テスト)要件の弊害

さらに、小口寄附者に対して減税効果大きい「税額控除(寄附金額から 2,000 円を引いた額の 40%を所得税額から直接控除)⁶」⁷の適用を受ける場合、当該法人は公益認定を受けた上で、さらに追加の「PST(パブリック・サポート・テスト)要件」を満たし、行政庁の証明を得なければならない。具体的には、以下のいずれかの基準を過去の実績期間(原則 5 年間)においてクリアする必要がある。

- (1)絶対値基準(実績判定期間の年平均): 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上存在し、かつ、当該寄附者からの寄附金額の総額が年平均 30 万円以上であること(※事業規模 1 億円未満の法人は定員・規模に応じた緩和あり)⁸。
- (2)相対値基準(経常収入比率): 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が 5 分の 1(20%)以上であること⁹。

⁵ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第 5 条(認定の基準)

⁶ わが国の税額控除では 2,000 円の適用除外(足切り)が課される。これに対し、同様に税額控除方式を採用するカナダでは、年間 200 カナダドル以下の小口寄附についても一律 15%(最大 50%)の控除を認めており(Income Tax Act, Section 118.1 (Charitable gifts) Subsection (3) Deduction by individuals)、少額であることを理由に税制優遇の対象外とする仕組みは採られていない。

⁷ 租税特別措置法 第 41 条の 18 の 3 第 1 項

⁸ 租税特別措置法施行令 第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号イ(2)

⁹ 租税特別措置法施行令 第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号イ(1)

このように、公益性を既に国や自治体から認められている法人であるにもかかわらず、個人の税額控除を認めるためだけに、さらなる寄附実績の維持を求める「二重のハードル」を課す仕組みは世界的に見ても極めて異例であり、寄附募集を開始したばかりの団体や小規模法人が税額控除対象団体へと成長する機会を構造的に奪っている。

3. 主要4カ国(加・豪・独・仏)の制度実態分析

3.1 カナダ:CRA による一元化された電子申請と手厚い税額控除

カナダにおいて個人が寄附金控除を受けるためには、対象組織がカナダ歳入庁(CRA)から「登録チャリティ(Registered Charity)」としての承認を受けている必要がある。2025年3月時点でCRAに登録されているチャリティは全国で約8万6千団体にのぼり、その裾野は都市部の大規模病院財団から、教会や地域のフードバンク、動物保護団体まで極めて幅広い¹⁰。

個人寄附に対する優遇措置は、諸外国の中でも特に手厚い「税額控除方式」を採用している。控除率は寄附額に応じて変動する二段階制(連邦税分)となっており、年間200カナダドル(CAD)以下の部分には15%、200CADを超える部分には29%(最高税率層は33%)が適用される¹¹。ここに各州独自の税額控除(約10~20%)が上乗せされるため、高口寄附であるほど減税効果が高まり、最終的に寄附額の約50%前後が所得税額から直接控除される仕組みとなっている¹²。

CRAへの申請・登録手続きは、オンラインポータル「My Business Account」を通じて完全にデジタル一元化されており、小規模団体であっても税務専門家等を介さずに簡易に手続きを完結できる。さらに維持手続きの面でも、年間総収入が10万CAD未満の小規模団体に対しては、年次情報リターン(Form T3010)における詳細な財務スケジュールの記入が免除され、簡易フォーマットでの報告が認められている¹³。外部監査の義務も財務規模に応じて免除・緩和されており、草の根の団体でも寄附適格の恩恵を等しく享受できる設計となっている¹⁴。

3.2 オーストラリア:ACNCによる一元管理と規模に応じた段階的ガバナンス

オーストラリアでは、個人寄附の控除を受けるために、対象団体が「寄附金控除対象団体(DGR: Deductible Gift Recipient)」の資格を有している必要がある。DGRの登録・管理は、Australian Charities and Not-for-profits Commission: ACNC¹⁵への登録と、オーストラリア税務局(ATO)による承認が連動して行われる。個人によるDGRへの寄附は、原則として所得金額

¹⁰ Blumberg, M. (2025) Blumbergs' Snapshot of the Canadian Charity Sector 2023. Toronto: Blumbergs (CRAのCharity Listingデータベースへの登録処理を基準に、2025年3月時点で約86,000団体と算出)。

¹¹ Income Tax Act (R.S.C., 1985, c. 1 (5th Supp.)) 第118.1条(3)項

¹² 各州所得税法上の州税額控除制度(例:Income Tax Act, 2007 (Ontario) Part II 等。連邦の二段階構造に準じ、多くの州が200CADを境に控除率を切り替える設計を採用)

¹³ Canada Revenue Agency, Form T3010 (Registered Charity Information Return): 年間収入が10万CADを超える場合はSchedule 6(詳細財務情報)の提出が必要となり、10万CAD未満はSection Dの簡易記入で足りる。

¹⁴ Canada Not-for-profit Corporations Act (S.C. 2009, c. 23) 第188条~第190条(公益法人の区分及び財務規模に応じた監査・レビュー・免除要件)。各州のNPO法(例:Ontario Not-for-Profit Corporations Act, 2010, S.O. 2010, c. 15)にも同種の規定がある。

¹⁵ 英国の制度を参考に設立された豪州の独立国家規制機関。税務署から独立してチャリティ資格の審査・管理を一元的に行い、税務局(ATO)が所管する寄附金控除(DGR)適格ステータスとの連動システムを運用している。

を上限に全額が所得控除される¹⁶。ACNC に登録されたチャリティは 2025 年 6 月末時点で約 6 万 3,667 団体を数え¹⁷、その 3 割以上を年間収入 5 万豪ドル未満の「エクストラ・スモール」団体が占める一方、これらが生み出す収入は業界全体のわずか 0.1%に過ぎない。裏を返せば、豪州の寄附税制は、収入という物差しで見ればごくささやかな規模の団体が数のうえでは制度の大半を占めるという現実を前提に設計されている。

オーストラリアの特筆すべき点は、ガバナンスや年次報告の義務を組織の財務規模(年間収入)に応じて明確に 3 段階に分類している点である¹⁸。

- (1) 小規模団体(年間収入 50 万豪ドル未満)：財務諸表の監査やレビューが一切不要であり、年次情報申告(AIS)と呼ばれる簡易な報告書の提出のみで資格を維持できる。
- (2) 中規模団体(年間収入 50 万～300 万豪ドル未満)：財務諸表の提出が必要であるが、公認会計士等によるレビュー(監査より簡素な証明)で足りる。
- (3) 大規模団体(年間収入 300 万豪ドル以上)：フルスペックの外部監査が義務付けられる。

これらの基準は 2022 年度報告期間から適用されているものであり、それ以前(小規模:25 万豪ドル未満、中規模:25 万～100 万豪ドル未満)と比べて大幅に引き上げられた。事務負担の削減を目的とした継続的な制度改善が行われている点が特徴である。

このように、団体の規模が小さいうちは事務負担を極小化しつつ、寄附適格(DGR)の恩恵を等しく享受できる設計となっており、規模の小さなスタートアップ NPO であっても成長しやすい環境が整えられている。

3.3 ドイツ:税務主導型の公益税制と簡素な継続審査

ドイツにおける公益団体の判定は、独立した第三者委員会ではなく、地域の税務署(Finanzamt)が主導する。ドイツ全土には約 60 万の登記社団(eingetragener Verein)と約 2 万 7 千の財団(Stiftung)が存在し¹⁹、国民のほぼ二人に一人が何らかの Verein の会員である(Bertelsmann Stiftung, 2025)といわれるほど、非営利組織は日常生活に溶け込んでいる。こうした膨大な数の団体を、専門の認定機関ではなく通常の税務行政の枠内で処理できる点こそがドイツ方式の核心である。ドイツ租税通則法(AO)に定める公益目的(Gemeinnützigkeit)を満たすと判断された組織への個人寄附は、所得税法第 10b 条に基づき、総所得金額の 20%

¹⁶ Income Tax Assessment Act 1997 (Cth) Division 30 (第 30-15 条の表) 及び第 26-55 条(控除額はその年の課税所得を上限とする旨の規定)。なお、上限を超える部分は Subdivision 30-DB により最長 5 年間繰り越し可能。

¹⁷ Australian Charities and Not-for-profits Commission (2025) ACNC Annual Report 2024-25. Melbourne: ACNC (2025 年 6 月 30 日時点の登録数 63,667 団体、および「エクストラ・スモール」区分の収入シェアは ACNC の公表資料に基づく)。

¹⁸ Australian Charities and Not-for-profits Commission Act 2012 (Cth) Division 60 (年次報告義務) 及び Australian Charities and Not-for-profits Commission Regulation 2022 (Cth) (収入規模に応じた Small・Medium・Large の区分規定)。運用実務の詳細は Australian Charities and Not-for-profits Commission (2025a) も参照。

¹⁹ 登記社団数: Statista (2022) Anzahl der eingetragenen Vereine in Deutschland von 1995 bis 2022. Hamburg: Statista (原資料は Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft. 2022 年 4 月時点で 615,759 団体)。財団数: Bundesverband Deutscher Stiftungen (2026) 895 Stiftungsneugründungen in Deutschland 2025 - Forderungen zur Modernisierung des Gemeinnützigkeitsrechts. Berlin: Bundesverband Deutscher Stiftungen (2025 年時点で 27,082 団体、うち約 88%が公益・慈善・宗教目的で税制優遇を受ける)。

を上限として全額が所得控除される²⁰。

ドイツの特徴は、日本のような独立した厳しい行政認定プロセスを挟まず、通常 3 年ごとに提出する法人税申告書や活動報告書をもとに税務署が公益性をチェックし、公益認定通知 (Freistellungsbescheid、最長 5 年間有効) を発行・更新する点にある²¹。一般の税務実務の延長線上で公益性と寄附適格性が一体的に判断されるため、手続きが非常に合理的である。

3.4 フランス: 自己申告・事後チェックを軸とする強力な税額控除

フランスには「1901 年法アソシエーション (association loi de 1901)」と呼ばれる公益団体が全国で約 130 万にのぼる²²。フランスの個人寄附税制 (所得税法第 200 条) は、主要国の中でも特に手厚い「税額控除方式」を原則としている。一般の公益団体への寄附については、寄附金額の 66% (課税所得の 20% を限度) が税額から直接控除される²³。さらに、貧困者支援や医療・食糧支援等を行う特定の団体への寄附については、「コリュッシュ法 (Loi Coluche)」と呼ばれる優遇措置に基づき、一定の上限額 (2026 年 2 月成立の 2026 年度予算法により、従来の 1,000 ユーロから 2,000 ユーロに倍増。2025 年 10 月 14 日以降の寄附に遡って適用) まで 75% の税額控除が認められる²⁴ (Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique, 2025, 2026)。

最大の特徴は、寄附金受領証 (Reçu fiscal) の発行プロセスにある。フランスでは、団体が自ら法的な公益要件を満たしていると判断すれば、事前の政府承認なしに受領証を自主発行できる「自己申告ベース」の柔軟な運用が行われている²⁵。国による事前のお墨付きを必須とせず、税務当局が事後的な税務監査によって不正をチェックする仕組みであるため、新規設立された団体であっても即座に強力な寄附優遇をフックに資金調達を開始できる。

4. 結 論

わが国と調査対象 4 カ国 (加・豪・独・仏) の個人寄附税制の対比は表 1 の通りである。

²⁰ Abgabenordnung (AO) 第 52 条～第 54 条 (Gemeinnützigkeit 等の税制優遇目的の定義)、Einkommensteuergesetz (EStG) 第 10b 条第 1 項 (総所得金額の 20% を上限とする所得控除規定)。

²¹ Abgabenordnung (AO) 第 60a 条 (定款要件の充足に関する認定)、Körperschaftsteuergesetz (KStG) 第 5 条第 1 項第 9 号及び Gewerbesteuergesetz (GewStG) 第 3 条第 6 号 (Freistellungsbescheid の根拠)。なお、税務署による事後審査は直近 3 事業年度の活動を対象に行われるが、それによって発行される公益認定通知 (Freistellungsbescheid) に基づく寄附金受領証 (Zuwendungsbestätigung) の発行権限は、同法第 63 条第 5 項により発行から最長 5 年間有効とされている。これは、3 年ごとの定常的な税務申告プロセスにおいて、行政側の審査遅延等による寄附募集の停滞を防ぐための事務的バッファ (猶予期間) として機能している。(なお、新設団体等が受ける AO 第 60a 条の定款認定に基づく場合は発行から 3 年間有効となる)。

²² Institut national de la statistique et des études économiques (Insee) (2021) 1,3 million d'associations : des hôpitaux et Ehpad aux associations de parents d'élèves et aux clubs de gym. Insee Première, n° 1857. Paris: Insee (2018 年調査に基づく最新の政府統計。活動中のアソシエーションは約 130 万、うち被雇用者を有する団体は約 17 万)。

²³ Code général des impôts (CGI) 第 200 条 1 項

²⁴ Code général des impôts (CGI) 第 200 条 1ter 項 (2026 年度予算法 (loi n° 2026-103, 2026 年 2 月 19 日成立・公布) 第 28 条により上限額を 1,000 ユーロから 2,000 ユーロに引上げ、2025 年 10 月 14 日以降の寄附に遡って適用)。

²⁵ Livre des procédures fiscales (LPF) 第 L.80 C 条 (「rescrit mécénat」: 団体が事前に税務当局へ照会する手続きは任意であり、要件を満たせば照会なしに受領証を発行できる)。不適正な発行に対しては CGI 第 1740 条 A (受領証記載額に相当する過料) による事後的な制裁が科される。

表 1: 個人寄附税制の国際比較一覧

国名	主な優遇方式 (個人)	適格団体の判定主 体・方式	小規模団体への負 担軽減措置	寄附税制適用へ の追加要件
日本	所得控除、または 税額控除(40%) の選択適用	内閣府・都道府県 の委員会による厳 格な二段階認定	極めて限定的(PST の分母分子の緩和に 留まる)	法人設立後、公 益認定(所得控 除)ののち、税額 控除には別途 PST 審査
カナダ	税額控除(\$200 以 下 15%、超える部分 は 29%。州税上 乗せで最大約 50%)	カナダ歳入庁 (CRA) による一元 審査・登録方式	年間収入 10 万ド ル未満は年次報告 (T3010) の財務記 入を大幅簡素化	なし (登録・税務審査と 同時に包括適用)
豪州	所得控除(所得金 額が上限)	ACNC(委員会)と ATO(税務局)の連 動登録方式	年間 50 万豪ドル 未満は財務監査免 除、簡易報告のみ	
ドイツ	所得控除(総所得 の 20%限度)	税務署(Finanzamt) による 3 年ごとの通 常の税務審査	税務申告手続きに 内包され独立した 事務負担がない	
フランス	税額控除(原則 66%、特定支援は 75%)	自己申告ベース(団 体による受領証の自 主発行、事後監査)	事前承認が不要な ため設立直後から 適用可能	

カナダ・オーストラリア・ドイツ・フランスの 4 カ国、そして前提とした英米の事例を通じて浮かび上がるのは、「小規模・設立間もない団体を制度の入口で足止めしない」という発想が、規制手法の違いを超えて広く共有されているという事実である。

カナダとオーストラリアは、CRA や ACNC という単一の公的機関が申請から年次報告までを一元的に所管したうえで、団体の財務規模に応じて開示水準を段階的に軽くする「入口は一つ、負担は規模なり」という設計を採る。ドイツはさらに踏み込み、公益性の判定を独立した認定制度としてではなく、通常の法人税申告実務そのものに組み込むことで、専用の行政手続きという発想自体をほぼ持たない。フランスはこれらとは対照的に、行政による事前審査をほとんど置かず、寄附金受領証の発行権限を団体自身に委ね、不正は事後の税務監査で捕捉するという性善説に近いモデルを採っている。手法は対照的だが、いずれも「公益性の判定」と「寄附優遇の適用」を切り離さず、判定を経た団体には規模を問わず速やかに寄附優遇を及ぼす点で共通している。

これに対し、わが国の制度は、一般法人法に基づき一般法人を設立後、所得控除の適用に厳格な公益認定を課したうえで、税額控除にはさらに PST 要件という二重、三重のハードルを課しており、英米+4 カ国のいずれにも見られない特異な設計となっている。

今後の制度改善の方向性としては、税額控除の適用要件から PST のような追加的な実績要件を撤廃し、公益認定と寄附優遇適用を一体化することなどが、有力な検討課題として挙げられる。

文 献

Australian Charities and Not-for-profits Commission (2025a) *Charity reporting thresholds and obligations*. ACNC Government Website.

- Australian Charities and Not-for-profits Commission (2025b) *ACNC Annual Report 2024-25*. Melbourne: ACNC. Available at: <https://www.acnc.gov.au/tools/reports/acnc-annual-report-2024-25> (Accessed: 19 July 2026).
- Bertelsmann Stiftung (2025) *ZiviZ - Zivilgesellschaft in Zahlen*. Gütersloh: Bertelsmann Stiftung. Available at: <https://www.bertelsmann-stiftung.de/de/ueber-uns/was-wir-erreicht-haben/ziviz-zivilgesellschaft-in-zahlen/> (Accessed: 20 July 2026).
- Blumberg, M. (2025) *Blumbergs' Snapshot of the Canadian Charity Sector 2023*. Toronto: Blumbergs. Available at: <https://www.canadiancharitylaw.ca/wp-content/uploads/2025/04/Blumbergs-Canadian-Charity-Sector-Snapshot-2023.pdf> (Accessed: 19 July 2026).
- Bundesverband Deutscher Stiftungen (2026) *895 Stiftungsneugründungen in Deutschland 2025 - Forderungen zur Modernisierung des Gemeinnützigkeitsrechts*. Berlin: Bundesverband Deutscher Stiftungen. Available at: <https://www.stiftungen.org/aktuelles/pressemitteilungen/mitteilung/895-stiftungsneugruendungen-in-deutschland-2025-forderungen-zur-modernisierung-des-gemeinnuetzigkeitsrechts-16132.html> (Accessed: 19 July 2026).
- Institut national de la statistique et des études économiques (Insee) (2021) *1,3 million d'associations : des hôpitaux et Ehpad aux associations de parents d'élèves et aux clubs de gym*. Insee Première, n° 1857. Paris: Insee. Available at: <https://www.insee.fr/fr/statistiques/5365639> (Accessed: 19 July 2026).
- Internal Revenue Service (2024) *Annual Electronic Filing Requirement for Small Exempt Organizations (Form 990-N)*. IRS Government Website.
- Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique (2025) *Le régime fiscal des dons et du mécénat*. Paris: Bulletin Officiel des Finances Publiques (BOFiP).
- Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique (2026) *Loi de finances 2026 : ce qui change pour les particuliers*. Paris: economie.gouv.fr. Available at: <https://www.economie.gouv.fr/particuliers/impots-et-fiscalite/gerer-mon-impot-sur-le-revenu/loi-de-finances-2026-ce-qui-change-pour-les-particuliers> (Accessed: 20 July 2026).
- Statista (2022) *Anzahl der eingetragenen Vereine in Deutschland von 1995 bis 2022*. Hamburg: Statista GmbH. Available at: <https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1409544/umfrage/eingetragene-vereine-in-deutschland/> (Accessed: 19 July 2026).
- 公益法人協会(2020)「訪英調査ミッション報告書—英国における小規模法人対策とチャリティ会計」. 公益法人協会, 428p.
- 公益法人協会(2023)「訪米調査ミッション報告書—米国における小規模法人対策と非営利法人会計」. 公益法人協会, 315p.
- 白石(2024) 国際比較からみた日本の公益セクター. 公益法人, 53(4), pp17-23.
- 内閣府 (2021)「エビデンスに基づく寄附・社会的投資活性化に関する検討会 報告書」. 内閣府.
- 内閣府公益認定等委員会 (2025)「公益法人税制の概要と手引き」, 内閣府ウェブサイト.
(白石喜春)